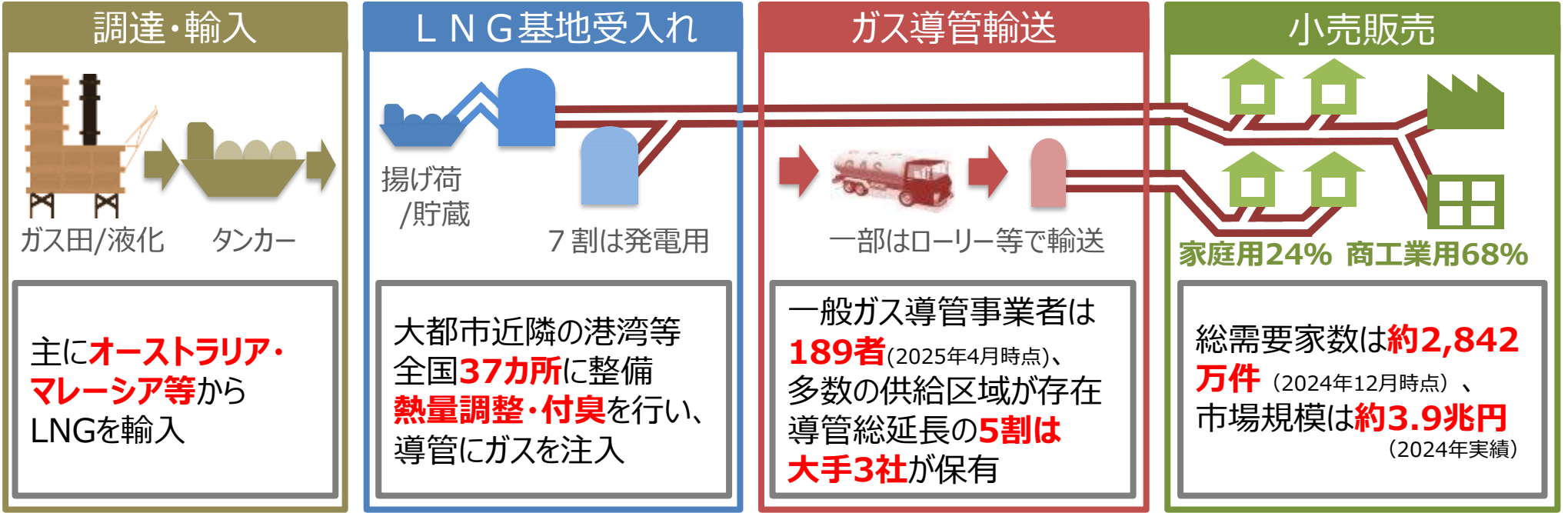


ガスシステム改革の検証について

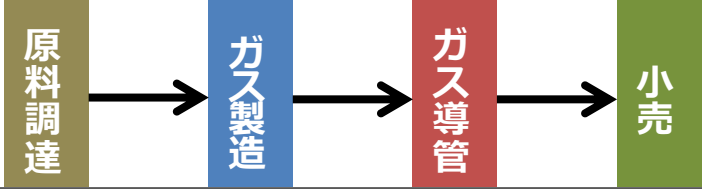
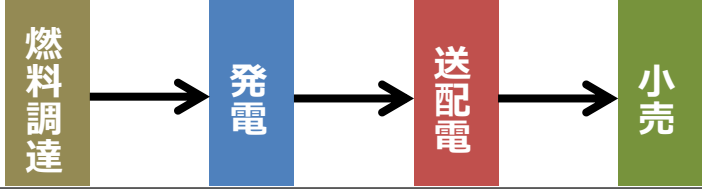
2025年5月23日

ガス事業の概要

- 供給が可能な区域は国土の6%
- 総世帯数及び総事業所数に占める都市ガスが供給されている住戸等の割合は約50%
- 導管網は人口密度や産業集積度が高い都市部を中心に整備

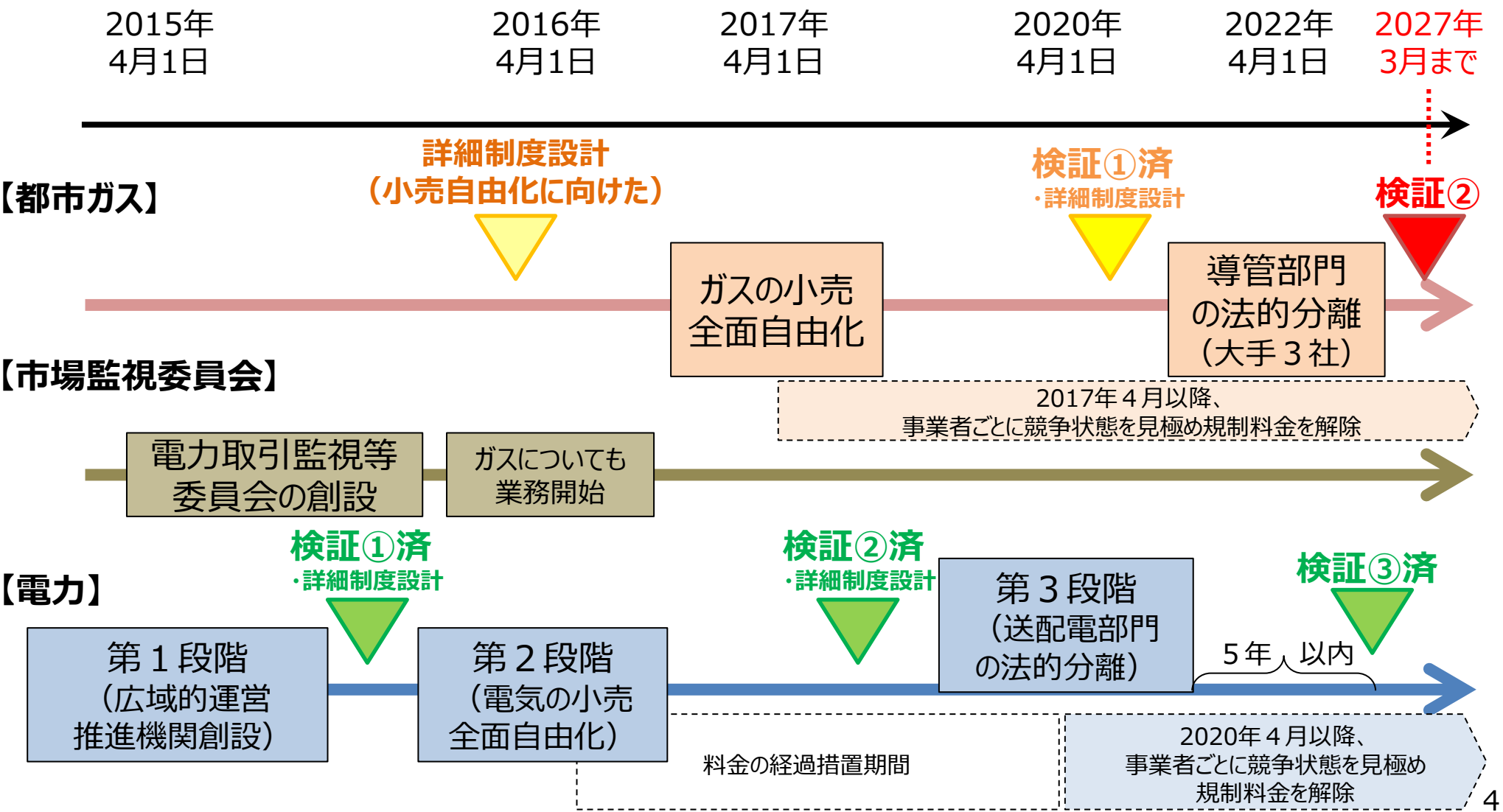


ガス事業の特徴（電気事業との比較）

ガス事業		電気事業
	事業構造	
・ガス導管の敷設は国土面積の 約6%	供給区域	・送配電網が可住区域（国土の約3割）を 網羅
・一般ガス導管事業者は189者と 多数 ・東京、大阪、東邦の大手以外は、 大半が中小規模	NW事業者数	・一般送配電事業者は 10社のみ
・地域によりLPガス、オール電化、灯油と 競合 （ 普及率：約50% ） ・ 需要家保安 にも対応が必要	他I初ギ-との競合等	・ほぼ全ての世帯で使用 （ 普及率：ほぼ100% ）
・4者において存置中 ・大手3社（東京・大阪・東邦）のうち、東京・大阪は解除済み	小売規制料金の経過措置	・旧一般電気事業者において存置中

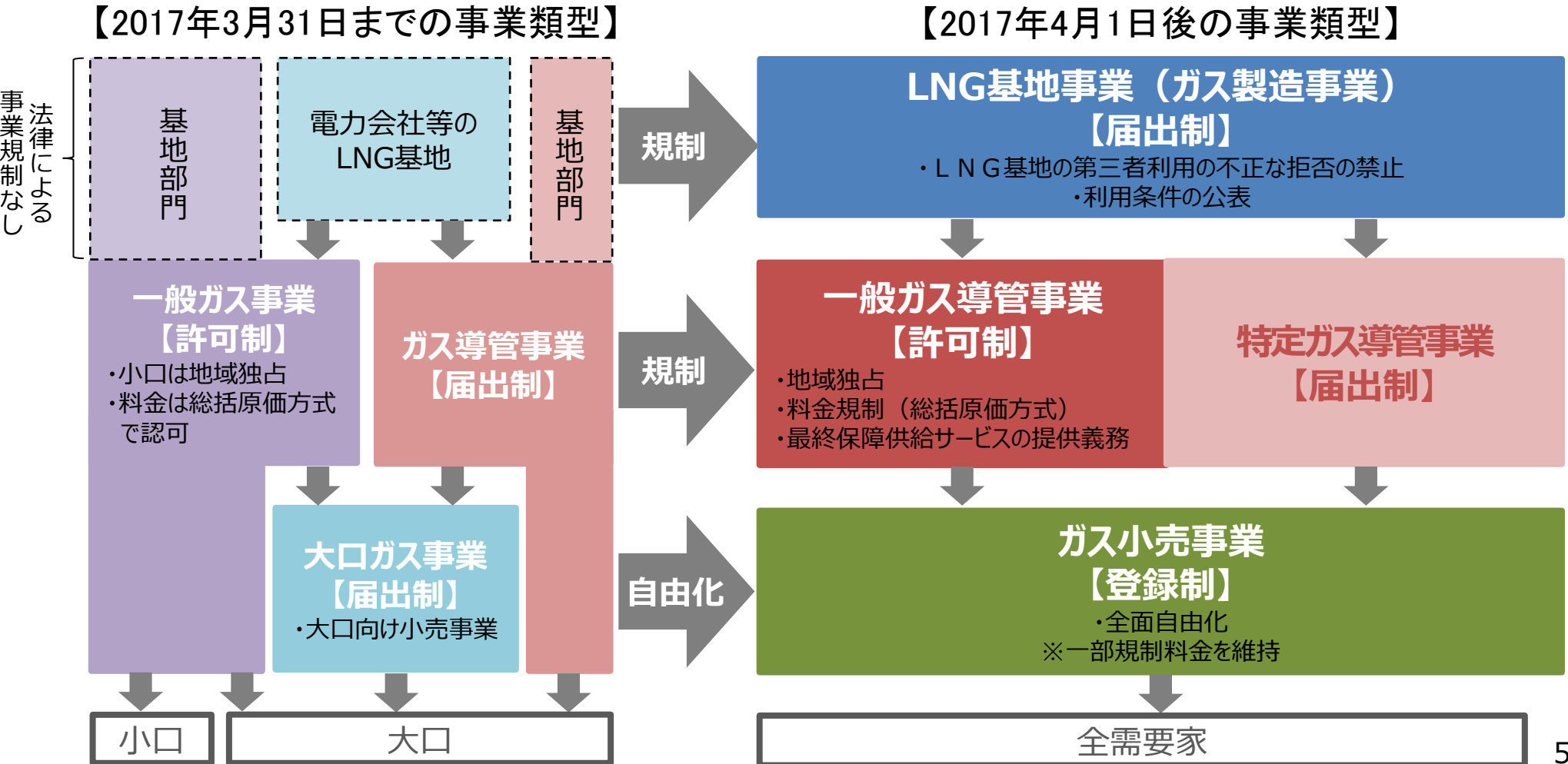
電力・ガスシステム改革の全体スケジュール

- 以下のスケジュールで電力・ガスシステム改革を着実に進めてきており、ガスシステム改革は小売全面自由化から約 8 年が経過、2022年4月に大手3社において導管部門の法的分離を実施。2027年3月までの検証が求められている。



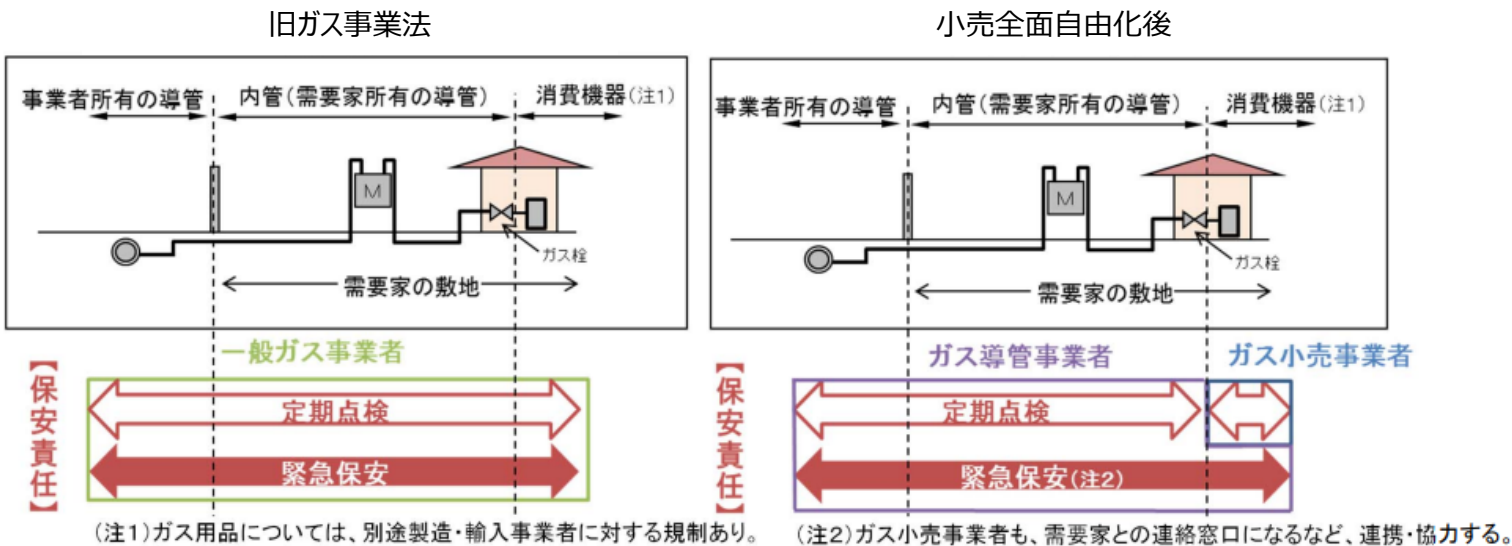
【参考】ガスシステム改革の全体像（小売全面自由化・事業類型化）

- ガスシステム改革は、①安定供給の確保、②ガス料金を最大限抑制、③需要家の選択肢や事業者の事業機会の拡大、④天然ガス利用方法の拡大を目的として実施。
- ・ガス製造事業 → 事業類型の見直しに伴い、**事業規制**（LNG基地の第三者利用促進策）を措置
- ・ガス導管事業 → 2022年：**大手3社（東京・大阪・東邦）**を対象に**法的分離**
- ・ガス小売事業 → 1995～2007年：部分自由化・範囲拡大、**2017年：全面自由化**（家庭など）



【参考】ガスシステム改革の全体像（保安責任）

- 2017年度のガスシステム改革による事業類型の見直しに合わせ、これまでのガス事業者の保安責任について、**需要家保安（消費機器調査・危機発生防止周知）**については**小売事業者**、**ガス工作物（敷地内に引き込まれた内管からガス栓まで）の保安は導管事業者**がそれぞれ担うこととした。
- 他方、緊急時や災害時における的確な初動対応及び早期の復旧のため、導管事業者と新規参入者を含む小売事業者が、垣根を越えて協働することが重要。このため、**災害発生の防止等に関し、全てのガス事業者について連携・協力の義務を法定**し、導管事業者と小売事業者の災害時における対応に係る態勢を整備。



小売全面自由化後の保安義務と責任主体

保安義務	責任主体
緊急時対応	ガス導管事業者 (※1)
内管の漏えい検査	ガス導管事業者 (※1)
消費機器の調査・危険発生防止周知	ガス小売事業者 (※2)

(※1) ガス小売事業者が自ら導管網を維持・運用する場合には、緊急時対応・内管漏えい検査ともに、ガス小売事業者が担うこととなる。

(※2) 一般ガス導管事業者が最終保障供給を行う場合には、消費機器の調査・周知は一般ガス導管事業者が行うこととなる。

【参考】ガスシステム改革の全体像（法的分離と導管事業の行為規制）

- ガス市場における活発な競争を実現する上では、ガス導管部門を中立化し、適正な対価（託送料金）を支払った上で、誰でも自由かつ公平・平等にガス導管ネットワークを利用できるようにすることが必須。
- 2022年度の改正法の施行により、ガス導管事業の一層の中立性の確保を図るため、大手3社（東京・大阪・東邦）を対象に、ガス製造事業・ガス小売事業とガス導管事業の兼業を禁止。
※大手3社を除くガス事業者は、「会計分離」を維持。
- また、ガス導管事業者がグループ内のガス小売事業者を優遇して、小売競争の中立性・公平性を損なうことのないよう、人事や取引等について適切な「行為規制」を講じた。

「行為規制」の具体的内容

1. 兼職に関する規制等
2. 業務の受委託等に関する規律
3. グループ内の利益移転等（通常取引条件）に関する規律
4. 社名・商標・広告宣伝等に関する規律
5. 情報の適正な管理のための体制整備
6. その他の適正な競争関係確保に必要な措置

【参考】規制改革実施計画（2018年6月閣議決定）も踏まえた ガス事業制度WGにおける検討

ガス卸供給の促進

- ✓ 一般家庭向けガス小売事業への新規参入を支援するための、都市ガスの卸供給促進策（スタートアップ卸）を、第1・2グループの旧一般ガス事業者の自主的取組として2020年度から開始。

LNG基地の第三者利用の促進

- ✓ 2019年、「適正なガス取引についての指針」を改正し、製造設備の余力及び貯蔵余力の見通しの適切な開示、タンクの占有状況を適切に反映する課金標準、競争促進に資する課金標準を用いること等を望ましい行為として規定。

※2021年の調査段階では、全国で1件のLNG基地の第三者利用実績があった。

最適な熱量制度の検討

- ✓ 2021年、ガスのCN実現も見据えた最適な熱量制度について、合成メタン（約40MJ/m³）を増熱せずに都市ガス導管に注入する可能性を踏まえて、制度変更の対策コスト・移行期間、脱炭素化技術の進展状況・価格等の事情を考慮すれば、現時点では移行期間を15～20年として、2045～2050年に40MJ/m³へ標準熱量を引き下げることが合理的と整理。
- ✓ 移行する最適な熱量制度は、必要に応じて2025年頃に検証を行った上で、2030年に確定することとした。

【参考】2021年のガスシステム改革の検証（小売全面自由化後）

- 2017年のガス小売全面自由化後、2021年に改正法の施行の状況等について検証。

検証の結果について

- 以下の項目について議論を行い、ガスシステム改革は着実に進展し、現時点で必要と考えられる措置が適切に講じられているとの結果を得ている。

①改正法の施行の状況

- 新規ガス小売の参入が活性化。料金・サービスの多様化も進展。

②エネルギー基本計画に基づく施策の実施状況

- 持続可能な競争・市場環境の整備や低・脱炭素化及びエネルギー安定供給に資するガスシステムの構築に向けた施策を引き続き推進。

③需給状況

- バリューチェーンの各段階においてエネルギーの安定供給確保に資する取組を実施、大規模な供給支障や、需要に比して供給が極端に逼迫する事態は特段生じていない。

④小売料金の水準

- 料金単価は緩やかな減少傾向。料金・サービスの多様化による需要家の選択肢も増加。

⑤その他のガス事業を取り巻く状況

- 行為規制に係る具体的な法令整備、法的分離に向けた3社の対応状況を確認。

⑥法的分離に当たって支障が生じないように推進する必要がある施策

- 導管部門の法的分離に当たって、対象の3社のLNGの調達や保安の確保上の懸念なし。3社が迅速かつ的確に復旧活動に対応できるよう、災害等の緊急時における行為規制の例外を明確化。

今回のガスシステム改革の検証について

- 今般の検証は、法的分離の実施も含め、改正法全体が施行された後に行う検証であることから、ガスシステム改革全体にわたる検証を行うこととしたい。
- このため、改正法附則の検証規定も踏まえつつ、ガスシステム改革小委員会の報告書（2015年1月）も踏まえて検証することが考えられる。将来のガス需要や社会構造の変化、また、近年の情勢変化である脱炭素化への要請等も踏まえた、持続的なガスシステムの在り方も重要であることから、これらの視点も踏まえて検証を進めることとし、具体的な議論は、新たに設置するWGにおいて実施することとしたい。

改正ガス事業法附則に基づく検証項目

- 改正法の施行の状況
- エネルギー基本計画に基づく施策の実施状況

■ 持続可能な競争・市場の整備

■ 脱炭素化に資するガスシステムの構築

■ エネルギー安定供給に資するガスシステムの構築

- 需給状況
- 小売料金水準
- その他のガス事業を取り巻く状況

ガスシステム改革小委員会報告書の主な項目とポイント

1. ガスシステム改革の背景

- ・都市ガス事業の変遷
- ・都市ガス事業の将来性

2. ガスシステム改革の必要性

- ・都市ガス事業独自の課題を解決するためのガスシステム改革
- ・改革に当たり配慮すべき観点
- ・小売全面自由化と導管等のオープンアクセスによる新規参入の可能性

3. 新たなガスシステムの在り方

- ・小売全面自由化
- ・ガス導管事業に係る制度とガス導管網の整備促進
- ・導管部門の更なる中立性確保
- ・需要家保安に係る責任の在り方
- ・卸取引の選択肢拡大に向けた環境整備
- ・簡易ガス事業に係る制度

ガス事業環境整備WGの設置について

- これまでのガス事業制度検討WGは、2018年9月に設置され、ガスシステム改革によるガス小売全面自由化以降のガス市場の競争促進やガス取引の活性化に向けた施策について、規制改革実施計画も踏まえて議論を行ってきた。
- ガスの取引や市場競争の促進に係る議論に加え、直近では、国際的なガスの需給構造の変化やカーボンニュートラルの実現といった新たな課題を踏まえた対応についても検討を進めてきたところである。
- ガスシステム改革については、2022年4月の一部大手の導管部門の法的分離の実施により、一連の工程を完了したところであるが、2027年3月までに、これら一連の改革について検証を行うこととされている。
- 今後は、システム改革の実施状況や、日本全体でのカーボンニュートラルの実現といった社会情勢の変化による新たな課題、地方も含めたガス事業を取り巻く環境変化等も踏まえ、あるべきガスシステムについて検討を深めていくことが必要である。このため、システム改革の検証も含め、持続的なガス事業の運営を実現するための環境整備を検討する審議会として、本小委員会の下に、「ガス事業環境整備ワーキンググループ」を設置することとしたい。

議論事項（例）

※ガス事業環境整備WGの議論を必要に応じて
次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会に報告

- ガスシステム改革の検証について
- 日本全体でのガスのカーボンニュートラル化に向けた対応について
- その他、ガス事業や熱供給事業に係る事項について